

賃金制度の改正について「提案」を受ける

本部は（本日）7月3日、賃金制度の改正について会社側より、鉄道事業の特性に由来する特殊性、不規則性に対する措置の充実及び乗務員勤務制度の見直しに伴う、より労働実態に応じた手当の支給並びに制度の簡素化による事務業務の効率化等を目的として、賃金制度を改正すると提案を受けた。（提案内容：別紙、細部は交渉速報を参照のこと）

提案の項目

1. 深夜早朝勤務手当の見直し（全社員）（1）～（4）細部省略
2. 乗務員手当の見直し（乗務員・構内入換乗務員）（1）～（3）細部省略
3. 行先地手当の廃止（乗務員）：細部省略
4. 実施期日：平成30年度末ダイヤ改正（予定）に合わせて実施する。

会社 鉄道事業運営に不可欠な、特殊・不規則勤務への措置を充実させる。乗務員勤務制度の見直しに伴い、より労働実態に応じた手当とする。手当の支給方法を分かりやすくし、事務作業の軽減を図る。乗務員については、乗務員勤務制度改正に伴い、拘束時間や実乗務時間等が増加する。そのため、行先地手当を廃止し、深夜時間帯の労働、拘束時間の長さ、始終業時刻の不規則性等の、特殊性・不規則性に支給する深夜早朝勤務手当に変更する。

組合 ・なぜこの時期の提案なのか。実施時期は、平成30年度末3月か。・事務業務の効率化とあるが、事務センター等の統廃合も視野にあるのか。・社員への還元の部分、どの程度の持ち出しとなるか。・乗務員にとってノーペイの時間を少なくするなど効率的な乗務行路の作成をしてほしい。・事務、助役、乗務員の認識が一致出来る教育をしてほしい。

会社 深夜早朝勤務手当の見直しは全社員対象なので、乗務員勤務の見直しとは別提案とした。平成30年度末ダイヤ改正に合わせているものだ。手当の平均額がUPするところだけを見ないで具体的にどこがUPするのか感じてほしい。事務センターの統廃合を現在は考えていない。今回の提案での持ち出しは、多岐に渡るもので試算といったものは提示できない。諸手当の煩雑さの一部解消である。乗務員手当は複雑である管理者にはトラブル防止を含めた教育を進めていきたい。

会社は、所属組合で差別をしないと明言!!申7号交渉

本日（7/3）本部が申し入れていた「不当労働行為が存在しないことの確認を求める申し入れ」（申7号、H30.3/28）に関する交渉を行った。（細部：別途交渉速報を参照のこと）

会社の回答「当社は、オープンショップであり、社員の組合加入の有無、所属組合で差別することなく、就業規則に基づき各社員の労働条件を取り扱っている。今後も、組合加入の有無、所属組合で差別することはない。」